

惜しむべきは小説の一貫なき事なり。されど不思議にも聯終はあり照念はあり支離滅裂にて実は然らず。佐伯の山も河も海も岸も谷も街も、城山の古跡も村邊の煙も、農夫の生活も山間の悲歌も野原も明月も、凡て彼の燃ゆる如き物間の垣塙に投げ込まれて、相融化せられたるの觀あり。

「佐伯に於ける一年の生活に就て熱血をそむる程に著せんと欲す。この著作を以て佐伯生活を閉ぢ、……」と独歩が述べているように、非常な決意を抱いて、「歎かざるの記」を書いたものと思おれます。(おわり)

研究

龍巖 吉田家に伝ふる高政文書

会員 羽 柴 弘

佐伯市大字海崎の百枝部落、吉田孝作氏の家に、佐伯藩初代毛利高政の古文書がある、と伝え聞いたのは秋の初め頃であつたが、やつと先日出かけて拜見する機会を得た。

吉田家でほ小さな藤頼に表装し、お座敷に掲げてあつた。快く招いて額とおろして見せてくれ、写眞にもとらして頂いた。巧しく慶長十五年、高政の表押まである文書で、先般紹介した大島神崎家の高政文書と相通するもので、書体といい、筆のかすれといい、署名から花押に至るまで本物である。

それは例の折紙で、横長くかなり大きな文書で、例の走り書き風に速書な文字で次のように書かれてある。

其方荒起之内田畑
屋敷迄高三拾石分
之事令扶助俵永代
全可領知之狀如件
慶長十二年
十一月十日
伊勢守
高政(表押)
吉田長右衛門
方へ

(訓読・訳)

其のほう荒起(開墾)の内田畑
屋敷迄高三拾石分の事扶
助令か後 永代全可領知
す可きの狀件の如し

(意味)

其の方の開墾による田畑屋敷に
いて高三拾石分扶助させるので、
今後いつまでも受領すること、相
違ないことと書き供える。

慶長十二年という年は、鶴屋弼殿工の翌年で、高政が厳しく勸農の勧書を出し(高州藩家文書)又水夫役免除(神保家文書)の頃で、領内治政に専ら力を用いた時のことである。産業の開墾、国土の開拓奨励の証左であると思つて讀んだが、單なる開墾に対し永代三拾石扶助は額が多すぎると思つて、会身佐殿氏は高政と吉田家との格別な關係を、鶴藩歴史上によつて示して下さつた。それによれば、

寛永四年八月十五日 二子高昭(幼名次郎八郎)に數馬と伝す、生母は吉田氏(家先)に列す。

とあり、つまり吉田家は高政の側室の出た家である。近くの近藤家が梅竿礼佐伯氏の旧臣であり、山一つ越せば古市は近しい、この文書は「吉田甚右衛門」とあるからには、近藤家と同じく梅竿礼の旧臣であつたのではないかと考へたい。

ともあれ、吉田家の文書は、側室の出た家の故に考へられるが、尙文面にはつきり出ている開拓奨励の馬政治政の姿もはつきり伺えて、藩祖高政の人柄すらも惚はれるというものである。(終)